

政策 4 - 4

1. 政策名

効率的で有効性の高い監督行政の実施

2. 政策の目標

(目標)

金融機関をとりまく様々なリスクが高まる中、金融機関の経営の健全性の状況を継続的に把握することの重要性が高まっているため、オフサイト・モニタリングの定着及び更なる高度化に努めるとともに、分析に必要なコンピューター・システムの整備・拡充を行う。

(業績指標) 報告計数にかかる分析等の実施状況
モニタリング・システムの整備状況

(説明)

当庁としては、検査と検査の間においても、金融機関の健全性に係る問題を早期に発見し、改善のための働きかけを行うことが重要であることから、金融機関に対し、財務会計情報及びリスク情報等について継続的に報告を求め、金融機関の経営の健全性の状況を常時把握することに努めています。また、金融機関から徴求した各種の情報の蓄積及び分析を迅速かつ効率的に行うとともに、分析結果を踏まえて様々な措置を講じ、金融機関の経営の健全性の確保を促しています。

こうしたオフサイト・モニタリングを行うに当たっては、コンピューター・システムの開発・導入により、金融機関から徴求した情報の蓄積及び分析を迅速かつ効率的に行うことが極めて有効であり、システム化を進めています。

3. 現状分析及び外部要因

当庁では、平成 11 年度より、それまでの財務会計情報に加え、金融機関の市場リスク、流動性リスク、信用リスクの状況等について報告を求めるなど、オフサイト・モニタリングを強化し、金融機関の健全性の状況について継続的・定量的に把握するよう努めています。

金融機関を取り巻く経済環境が依然として厳しい現状では、こうしたオフサイト・モニタリングにより、金融機関の状況をより精密に把握し、早め早めに経営改善を促す体制の整備が求められています。

さらに将来的にも、バーゼル銀行監督委員会の「自己資本に関する新しいバーゼル合意」により、平成 18 年（2006 年）から、銀行の自己資本の水準を計測するに当たり、新たなリスク管理手法が導入されること等を踏まえて、モニタリング体制の整備・拡張を行っていく必要があります。

4. 事務運営についての報告及び評価

(1) 事務運営についての報告

平成 14 事務年度における本政策目標に関する事務運営の状況は以下のとおりです。

オフサイト・モニタリングの基本的考え方の明確化

オフサイト・モニタリングの基本的考え方について、平成 14 年 12 月に事務ガイドラインを改正して、2. に記したように明確化し、公表しました。

なお、その事務は、例えば地域銀行については、資料 4 - 4 - 1 に示した年間サイクルを目途に行うこととしています。

【資料 4 - 4 - 1 地域銀行の監督事務の年間サイクル】

	決算等、 ディスクロージャー	主な報告		分析・評価、ヒアリング	フィードバック
		財務会計情報	リスク情報	財務会計情報、業務再構築	リスク情報等
4月		日計表	市・流		分析、フィードバック ヒアリング
5月	決算発表	日計表 決算状況表	市・流・信	決算分析	分析、フィードバック ヒアリング
6月	株主総会 総代会	日計表、業務報告書 有価証券報告書	市・流	財務状況、業務再構築 ヒアリング	分析、フィードバック ヒアリング
7月	ディスクロ誌	日計表	市・流	個別銀行のディスクロ誌の整備	分析、フィードバック ヒアリング
8月		日計表	市・流・信	トップ面談（～9月）	分析、フィードバック ヒアリング
9月	中間決算	日計表	市・流		分析、フィードバック ヒアリング
10月		日計表	市・流		分析、フィードバック ヒアリング
11月	中間決算 発表	日計表 中間決算状況表	市・流・信	中間決算分析	分析、フィードバック ヒアリング
12月		日計表 中間業務報告書	市・流	財務状況、業務再構築 ヒアリング	分析、フィードバック ヒアリング
1月	(中間ディスクロ誌)	日計表	市・流	個別銀行のディスクロ誌の整備	分析、フィードバック ヒアリング
2月		日計表	市・流・信	トップ面談（～3月）	分析、フィードバック ヒアリング
3月	決算	日計表	市・流		分析、フィードバック ヒアリング

(注) リスク情報計数において「市」:市場関連リスク、「流」:流動性リスク、「信」:信用リスク

オフサイト・モニタリングの具体的内容

オフサイト・モニタリングは、平成 14 事務年度においては合計 1,231 先の金融機関について、各期における決算状況等の財務会計情報と、市場リスク、流動性リスク、信用リスクといった各種のリスク情報とについて報告を求めて行っています。

その業態毎の実施状況は以下のとおりです。

ア. 預金取扱金融機関

オフサイト・モニタリングによる健全性の状況の分析結果については、銀行（161 行）、信用金庫（326 金庫）及び信用組合（191 組合）等に対し、月次または四半期毎等の頻度でフィードバックを行っています。その際、各金融機関の健全性の確保に向けた自主的な取組みを促す観点からヒアリング等を実施しています。

平成 14 年 12 月には、こうしたオフサイト・モニタリングの実施状況を踏まえ、早期警戒制度を整備しました。これは、早期是正措置の対象とならない金融機関であっても、その健全性の維持及び一層の向上を図るため、継続的な経営改善への取組みがなされる必要があることから、行政上の予防的・総合的な措置を講ずることにより、金融機関の早め早めの経営改善を促す枠組みです。

その具体的な考え方は以下のとおりです。

- ・ 基本的な収益指標、有価証券の価格変動等による影響、預金動向や流動性準備の水準を基準として、収益性、安定性や資金繰りについて経営改善が必要と認められる金融機関に関して、原因及び改善計画等についてヒアリング等を行い、
- ・ 必要な場合には銀行法第 24 条¹に基づき報告を求めることを通じて、必要な経営改善を促し、
- ・ さらに、改善計画を確実に実行させる必要があると認められる場合には、銀行法第 26 条²に基づき業務改善命令を発出することとしています。

なお、平成 15 年 6 月には、同年 3 月に公表された「リレーションシップバンキングの機能強化に関するアクションプログラム」を受けて、新たに大口与信の集中状況等についても、こうした措置を実施することとしました。

イ. 保険会社

¹ 銀行法第 24 条には、銀行の業務の健全かつ適切な運営を確保するため必要があると認めるときは、銀行（代理店を含む。）に対し、その業務又は財産の状況に関し報告又は資料の提出を求めることができる旨定められています。

² 銀行法第 26 条には、銀行の業務若しくは財産又は銀行及びその子会社等の財産の状況に照らして、当該銀行の業務の健全かつ適切な運営を確保するため必要があると認めるときは、当該銀行に対し、措置を講ずべき事項及び期限を示して、当該銀行の経営の健全性を確保するための改善計画を求め、若しくは提出された改善計画の変更を命じ、又はその必要の限度において、期限を付して当該銀行の業務の全部若しくは一部の停止を命じ、若しくは当該銀行の財産の供託その他監督上必要な措置を命ずることができる旨定められています。

保険会社の健全性の状況については、収益性の指標等の各種データを多角的に分析し、早期是正措置の発動に至る前段階から、保険会社各社において早め早めの経営改善が図られるよう求めてきています。

具体的には、収益指標等に照らして改善が必要と認められる保険会社に対して、原因及び改善計画等についてヒアリングを行うとともに、必要に応じて保険業法第128条³に基づく報告を求める等の対応を行い、保険会社の自主的な経営改善を促してきました。

また、平成14事務年度においては、保険・年金数理業務の精通者であるアクチュアリー資格保有者を採用するとともに、各種データの分析手法の高度化に努めたほか、第三分野に係る状況等、保険会社の業務の状況に応じた報告計数の拡充・見直しを実施しました。

ウ.証券会社

従来から、証券会社に対しては、毎期の決算に基づく報告（営業報告書等）のほか、証券取引法上の健全性指標である自己資本規制比率、主要勘定残高表等について月次で報告を求め、健全性のチェックを行っています。

加えて、平成14年度には証券会社向けモニタリング・システムの運用が開始されたことから、銀行等の他業態と同様に、証券会社の財務会計情報のみならず、リスク情報についても報告を求めるとともに、それらデータの分析結果の証券会社への還元やヒアリングの実施等を通じて、証券会社の自主的な改善を促すといった業務サイクルの確立に向けて取り組んでいます。

証券会社のオフサイト・モニタリングの導入に際しては、既にオフサイト・モニタリングを開始している預金取扱金融機関及び保険会社の例を参考にするとともに、オペレーショナル・リスクに関する報告を先駆的に取り入れるといった工夫も行っていきます。

モニタリング・システムの整備

限られた人員の下で、金融機関に対して有効なオフサイト・モニタリングを行うためには、報告・分析の対象となる情報の処理をコンピューター・システムで効率的に行うことが不可欠であり、順次システム化を進めています。

平成14事務年度においては、平成13事務年度の保険会社向けモニタリング・システムに続き、証券会社向けモニタリング・システムの運用を開始しました。

また、預金取扱金融機関に関しては、財務会計情報について、平成14年中間期よ

³ 保険業法第128条には、保険会社の業務の健全かつ適切な運営を確保し、保険契約者等の保護を図るため必要があると認められるときは、保険会社に対し、その業務又は財産の状況に関し報告又は資料の提出を求めることができる旨定められています。

り、銀行の決算状況に係る報告のデータ入力 of 迅速化に向けたシステム整備を行ったほか、リスク情報についても、銀行の「その他有価証券」に関する報告をデータベース化し、市場の状況変化がもたらす影響の分析に関する機能拡張を行いました。

さらに、対象業態拡大に伴うシステム整備が一巡しましたので、平成 14 事務年度においては、早期警戒制度や新 B I S 規制の導入等を踏まえ、モニタリング・システムの再構築に着手することとしました。その際、将来において分析手法の変化に対応できるよう、柔軟性・拡張性のあるシステムを構築することとしています。その経費については、同年度の補正予算で所要の予算措置がなされたところであり、財務大臣からの繰越承認を得て、平成 15 年度も継続的に開発を進めています。

その他

ア．オフサイト・モニタリングの体制

オフサイト・モニタリングについては、当庁の関係課のほか全国の財務局等に担当者が配置され、モニタリング・システムなどを用いて、直接、管轄金融機関のデータについて分析等を行うこととなっています。

また、金融工学等を駆使した分析手法の更なる高度化や、個々の監督上の要請を的確に反映させた実用的なシステムの設計・開発等を行うべく、金融機関のリスク管理及びシステム開発・管理のエキスパートを登用しています。

さらに、平成 14 事務年度においては、保険・年金数理業務の精通者であるアクチュアリー資格保有者を採用しました。

イ．検査・監督部門の連携

オフサイト・モニタリングにより把握された情報に関しては、検査部門において、これを踏まえつつオンサイトの検査を実施し、金融機関の財務内容や法令遵守状況について深度のある検証を行い、日頃の監督が経営に活かされているか、新たに問題が生じていないかをチェックしています。また、検査で改善等を要するとされた問題に係る情報は、オフサイト・モニタリングを行う監督部門に伝えられ、その後の監督行政に活かしています。

(2) 評価

平成 14 事務年度においては、預金取扱金融機関について早期警戒制度が整備され、行政上の予防的・総合的な措置を講じ、早め早めの経営改善を促すための体制が構築されました。また、保険会社についてはオフサイト・モニタリングの分析手法の改善や報告内容の拡充が図られています。さらに、証券会社向けモニタリング・システムの運用開始に伴い、証券会社の経営の健全性の確保に向けた自主的な取組みを促すための働き

かけを行う業務サイクルが確立されたところです。

このように、オフサイト・モニタリングの体系的な充実を進めていることは、監督行政の効率化や有効性の向上に寄与しているものと考えます。

5．今後の課題

現下の厳しい経済情勢や金融機関の業務の多様化、さらには流動性預金を除く預金等全額保護の特例措置の終了といった金融環境の変化を踏まえれば、今後、金融機関の健全性について、より迅速かつ多角的に把握し、改善を促していくための取組みが必要と考えられます。

今後とも、オフサイト・モニタリングについて、より精密・迅速な分析を行なうとともに、分析結果を踏まえて的確な措置を講ずる等、その充実・強化が必要です。

また、これを支えるコンピューター・システムについては、財務会計情報とリスク情報の効果的な組み合わせ等を通じて、多様な分析ニーズに対応できるよう、柔軟性・拡張性のあるシステムを構築していく必要があります。加えて、近年、持株会社形態による金融機関のグループ化が進展していること等から、預金取扱金融機関のみならず、保険会社、証券会社といった他業態向けシステムの再構築をできる限り早急に行い、同一システムの下で、連結ベース及び業態横断的な分析を効率的に行うことが必要です。

平成 16 年度において、オフサイト・モニタリングに必要なシステム整備のため、予算要求を行う必要があります。

6．当該政策に係る端的な結論

前述 4.(2) のとおり、政策の達成に向けて成果が上がっていますが、今後も、金融行政を取り巻く環境変化に即応しつつ、金融機関の健全性について迅速かつ多角的に把握し、改善を促していくための取組みを継続していくことが必要と考えます。

7．学識経験を有する者の知見の活用

政策評価に関する有識者会議

8．注記（政策効果の把握方法又は評価に使用した資料等）

〔政策効果把握方法〕

政策効果は、オフサイト・モニタリングの報告計数にかかる分析等の実施状況、モニタリング・システムの整備状況等を参考にしつつ、把握に努めました。

〔使用資料等〕

- ・ 地域銀行の監督事務の年間のサイクル

9 . 担当部局

監督局 総務課監督調査室、総務課協同組織金融室、銀行第1課、銀行第2課、
保険課、証券課、総務企画局 総務課情報管理官室